

写

印

菰塙発第436号
令和元年8月5日

(仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理組合設立準備会
会長 伊藤 弘幸 様

菰野町長 柴田 孝之



(仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

みだしのことにつきまして、三重県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づき、準備書についての意見を下記のとおり送付いたします。

記

(総括的事項)

- ①環境影響評価に係る今後の事後調査までの過程において、新たな事情が生じた場合には必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、それに関する予測及び評価を行うとともに、常に最新の技術と知見の情報収集に努め、環境への負荷の回避・低減対策に反映すること。
- ②環境影響評価準備書の縦覧及び説明会において提出等のあった意見を尊重し、事業等の実施にあたって十分な配慮を行うとともに、誘致する企業等に対しても説明を十分に行い事業実施にあたって、近隣住民の意向についても十分に認識をもって計画等を行うよう協議すること。

(環境課)

- ①周辺住居の環境への影響に配慮し、低公害型の企業誘致に努めるなど、生活環境に配慮した土地利用を図ること。
また、工事の平均化に努めるなど事前に十分な検討を行うとともに、必要に応じ工事に伴う騒音、振動及び道路交通騒音、振動の実測調査を行い、適切な環境保全対策を講じること。
- ②工事中については搬入される資材等とともに特定外来生物の移入に十分な注意を行うとともに、供用開始後についても建築工事の際に同様の注意を払い、生態系の保全に十分な配慮を行うこと。

③現場事務所等から排出される温室効果ガスについても十分な配慮を行い、排出削減に関する対策を講じること。

④誘致する企業等に対し、環境影響評価の予測、評価結果及び環境保全措置実施について周知徹底したうえで、環境保全措置の内容を環境保全協定に記載することを誘致する企業に要望し、進出企業等の建設工事施工時及び供用開始時に環境保全協定に基づく環境保全措置を実施するよう理解を得ること。

⑤工事中及び供用開始後に発生する廃棄物については、発生の抑制、分別の徹底、適正処理、再資源化及び再利用などの促進を図るなど、適切な環境保全措置を行うこと。

(都市整備課)

①意見は特にありません。

(観光産業課)

①潤田地区に農業振興地域内農用地区域内の畠があるため市街化区域編入前に農用地区域からの除外手続きが必要となります。今年度、農業振興地域整備計画の定期変更を予定しておりますので必要に応じて手続きの御協力をお願いします。

②市街化区域編入後の農地転用について、着工前に農地法に基づく転用届出が必要となります。

(教育課)

①埋蔵文化財包蔵地等への影響について、準備書表 8.14.2-2「環境保全措置の検討」に「環境保全措置として、埋蔵文化財を適切に記録保存できるよう配慮する」とあるが、大久保遺跡の包蔵地を含む開発行為の影響低減を行うには、包蔵地部分の工法を切土から盛土に変更することや、緑地帯や公園として活用するなど、出来得る限り発掘調査を行わない「現状保存」となるよう検討いただきたい。